

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
5	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備補助制度の統一化	<p>幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度である保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の統一化を求める。</p> <p>これまでに多くの自治体から同様の提案がなされ、内示時期や協議様式などの統一化等による事務軽減が図られてきたところであるが、交付金制度自体の統一には至っていないところである。一方、現在、政府において「こども庁」創設に向けた動きがあるとの報道がなされていることも踏まえ、「こども庁」の創設に関する議論の中で交付金の統一化についても再検討いただくなど、抜本的な改善をお願いしたい。</p>	<p>幼保連携型認定こども園において、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省が所管しており、同じ建物内で交付金の所管が分かれている。両交付金は補助形式、交付決定日、地方債充当率及び交付基準額等が異なることから、交付金申請を両省に行うにあたり、単一の施設にもかかわらず事業費を定員や面積で按分する必要があるなど、自治体及び事業者の事務手続きが非常に煩雑となっている。</p>	<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の所管が統一化されることで、施設及び自治体双方の事務負担が軽減され、子ども・子育てに係る行政の効率化に資する。</p>	<p>児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>香川県、徳島県、愛媛県、高知県</p>

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
5	小樽市、旭川市、岩手県、宮城県、いわき市、茨城県、前橋市、伊勢崎市、狭山市、千葉市、富津市、川崎市、新潟県、上越市、長野県、中野市、浜松市、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、守口市、奈良県、鳥取県、広島市、宇和島市、長崎県、長崎市、熊本市、大分県、宮崎県、小林市、鹿児島県	<p>○当県において、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の所管課が異なっており、様式や提出書類も完全には統一されていない。事業費を定員で案分するという業務も自治体及び事業者の大きな負担となっている。</p> <p>○書式や内示時期の統一は図られたが、協議や交付申請等の手続きに関して、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金では、自治体への連絡時期や提出期限が異なっている。また提出書類も、同一の内容を厚生労働省及び文部科学省の両省あて提出する必要があり、事務執行にあたって大きな支障となっている。これらのことから、所管を内閣府等に一元化し、実施主体の市町村への直接補助に統一することにより事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能になる。</p> <p>○幼保連携型認定こども園において、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省が所管しており、同じ建物内で交付金の所管が分かれている。両交付金は補助形式、交付決定日、地方債充当率及び交付基準額等が異なることから、交付金申請を両省に行うにあたり、単一の施設にもかかわらず事業費を定員や面積で按分する必要があるなど、自治体及び事業者の事務手続きが非常に煩雑となっている。両交付金で国・市町村の負担率が異なる場合があり、交付申請書の作成にあたって国交付率を誤って計算していた例がある。</p> <p>○同一施設で同内容の整備の場合、統一した交付金で行うことで手続きの円滑化が図られる。</p> <p>○単一の施設整備でありながら、保育所・幼稚園という施設機能ごとに2つの交付金申請が必要となり、事業費の按分や申請書類の作成(提出後の修正も含む)等、事業間での調整が必要になり、自治体及び事業者の事務手続きが煩雑で、事務負担が大きくなっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備費は、文部科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければならない、手続きが煩雑である。また、補助金額の積算に当たっては、定員や面積に応じて事業費を按分する必要があるほか、特殊附属工事を行う場合には補助基準額の按分も必要となり、積算が複雑である。</p> <p>○様式の統一も限定的であり、当市においては、保育所等整備交付金については厚生労働省が、認定こども園施設整備交付金については県がそれぞれ定める様式を使用することになるところ、両者はレイアウトのみならず記載すべき項目も異なるため、ひとつの整備事業であるにもかかわらず、交付金ごとに記載すべき項目の確認や記載する金額等の切り分けのための計算をそれぞれのために細かく行わなければならないが、本質的には不要と思われる。また添付書類について、たとえば図面など両者に共通のものである書類について提出用だけでも少なくとも2部複製しなければならないばかりか、交付金ごとに求められる書類が異なるため煩雑である。さらに申請の時期などが異なることが原因で、たとえば同じ交付申請という段階であっても両者の書類の時点が異なることがあり、このことで書類の管理が複雑化しており、加えてこのようなことにより書類の修正・差し替えの必要が生じた場合、多くの場合で両者に影響が出るが、片方について既に提出済であるような場合には特に、当市のみならず、県、厚生労働省・文部科学省のそれぞれの担当の進捗を滞らせてしまうことは遺憾である。事業主体・設置主体にしてみれば、教育・保育を一体的に提供するための施設についてのただひとつの整備事業であるのに、所管する部分が異なるからという理由で交付金が二種類存在することは制度上の矛盾と言わざるを得ず、当市としても早急に統一と改正を求める。</p> <p>○こども庁の創設にあわせ、制度の統一化を図ることで、自治体の事務も効率化が図られる。</p> <p>○当市においても幼保連携型認定こども園の施設整備における交付金申請において事務が非常に煩雑になっており、抜本的な改善を求めたい。</p> <p>○認定こども園について施設整備に係る補助事業を実施する場合、保育所機能部分(2・3号定員部分)は厚生労働省(「保育所等整備交付金」)から、幼稚園機能部分(1号定員部分)は文部科学省(「認定こども園施設整備交付金」)からの補助となるため、厚生労働省と文部科学省それぞれとのやり取りが必要となる。施設としては1つの整備事業を実施するが、現状、事前協議や、保育所等整備交付金交付要綱又は認定こども園施設整備交付金実施要領に基づく諸手続き(交付申請、実績報告及び各種報告)及びそれらに付随する疑義照会に関して、保育所機能部分と幼稚園機能部分に分けて各省とやり取りを行う必要があるため、事務手続きが煩雑である。</p> <p>○保育所相当部分(厚生労働省)と幼稚園相当部分(文部科学省)に分けてそれぞれ申請する必要があり、共通部分について按分して算出する必要があるなど、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。</p> <p>○【制度の複雑さ】交付額算定基準額の違い、定員・面積による按分、こども園類型による加算有無など制度が複雑化している。イレギュラーな案件の見解確認も2省にまたがる。</p> <p>【手続きの煩雑】交付申請、実績報告は所管毎に行うため2重作業となる。所管毎に異なった日付で募集通知、交付金内示、決定通知、要綱・要領の改正通知がなされ、自治体・事業者にとって煩雑さと負担の増になっている。</p> <p>【改正による効果】交付金の統一化により直接的な事務作業の効率化が望める事に加え、制度の簡素化に期待できるため、自治体・事業者の理解も進み、結果、事務効率化になると考える。</p>	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月21日閣議決定)において、「(認定こども)園を対象とする施設整備事業・災害復旧事業については、原則として、こども家庭庁へ移管し、一本化する」こととされていることを踏まえ、今後、同庁の設置に向けて、内閣府、文部科学省、厚生労働省等関係府省において必要な対応を検討していく。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
37	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を併用する場合の施設利用料の無償化に係る適用要件の撤廃	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすることを求めるもの。	在籍する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の併用は無償化の対象とならないことから、利用者から苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際に、教育時間終了後の預け先の選択肢が院内保育施設のみである場合など、多様な働き方が存在する中で、認可外保育施設等を併用せざるを得ない状況が想定されるが、幼稚園の預かり保育の実施水準により無償化の対象外とされることに不公平感が生じている。 また、無償化の要件とされている「幼稚園が法令で定められた水準の預かり保育を提供しているか否か」については、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、公示を行っており、当市や周辺の自治体では、例年2～3月頃に判断・公示を行っている。一方、幼稚園の願書提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることが一般的であるため、保護者が入園の準備を行っている時点では、認可外保育施設等を併用した場合に当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるか否かについて判断できない状況にある。そのため、幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定していたが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。	幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすることで、在籍する幼稚園の状況や保護者の勤務体系に関わらず無償化の対象となり、保護者の求める保育ニーズを満たすことが可能となる。 また、入園予定の幼稚園が、認可外保育施設を併用した際に無償化の対象となるか入園直前までわからないといった不安定な状況に陥ることがなくなり、各利用者が必要とする保育施設の利用を前もって検討することが可能となる。	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	茅ヶ崎市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
37	柏市、川崎市、浜松市、宝塚市、広島市、宇和島市	<p>○当市においても、医療分野や介護・福祉分野に従事する保護者の勤務先が無償化の対象保育施設を併設しており、子が実際にその施設を利用しているというケースが散見される状況にある。</p> <p>預かり保育を国が示す一定の水準で実施しているものの、その受入体制が需要を完全に満たせていない施設については、利用者が新2号認定を受けていても、保護者の就労時間や認定の事由により、利用を制限されるという事案も発生しており、本市もその対応に苦慮している。</p> <p>また、夏休み等の長期休業中の実施状況も施設によってバラつきがあり、保護者の職種によっては、認可外や一時預かりを利用せねばならない状況も生まれている(10か月×平日5日×4週の実施でも基準である200日に到達してしまうため、保護者の需要を十分に満たせる状況とは言えない施設もある。)</p> <p>認可外等の併用分も無償化の対象経費とすることを可能にすることで、保護者側にも利用サービスの選択の幅が生まれ、更には利用が分散する結果、預かり保育に係る実施体制の圧迫を緩和することにも繋がる。これにより、従前、利用を希望しても叶わなかった保護者の需要に、より応えることが可能になるものと捉えている。</p> <p>○当市においても、幼稚園入園式前や卒園式後小学校就学前の新2号認定子どもが認可外保育施設を利用した場合などに、同様の事例が生じている。</p> <p>○預かり保育の提供時間数が8時間以上または、開所日200日以上を満たしていても、保護者の働き方によっては認可外を利用せざるをえない場合がある。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化において、幼稚園等に在籍する子どもの保護者が就労していること等により保育の必要性の認定を受けた幼稚園等の利用者(いわゆる新2号又は新3号認定)については、できる限り当該幼稚園等における預かり保育の利用を促すことにより保護者負担を軽減しつつ、その預かり保育の提供水準が、学校である幼稚園等を選択した子どもの保育の必要性という観点から十分でないと言える場合には、例外的に、認可外保育施設等の併用に係る利用料を施設等利用給付の対象としている。上述の預かり保育の提供水準の基準については、1年当たりの期間が200日、かつ、1日当たりの時間が8時間(教育課程に係る時間との合算)となっている。これは幼稚園の毎学年の教育週数が、特段の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないとされていること及び保育所における保育短時間認定規定が1日につき8時間を原則としていることを考慮して定められている。このような幼稚園及び保育所に関する規定を踏まえて定められた基準であることから、現時点においてこの基準の見直しは考えていないが、政府としては、平日及び長期休業中の双方において、長時間、体制の整った預かり保育が実施されるよう、幼稚園等における預かり保育の充実(一時預かり事業(幼稚園型I)における加算額の累次にわたる充実)等に努めてきたところであり、今後とも、多様な働き方の実態を踏まえながら、幼児教育・保育の無償化に関する事務を適切に実施してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
104	B 地方に 対する規 制緩和	05_教 育・文化	特別支援教育就 学奨励費による学 用品購入費につ いて、支弁区分に 応じた定額支給と する見直し	特別支援教育就学奨励費 で支給対象となる経費のう ち、学用品購入費について は、支弁区分(各家庭の収 入から決定)に応じた定額 支給とするよう、補助金交 付要綱を改正していただき たい。	補助金交付要綱で学用品購入費は実費支給とされており、支給にあたっては文部科学省の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」で購入品の領収書やレシート等の証拠書類を確認することとなっている。 学用品購入費の支給対象は、学校で使用するものに限定されているため、事務担当者及び教員は証拠書類の確認だけではなく、保護者に購入品の内容等を聴き取らなければならない、膨大な作業量となっている。また、保護者からも「細々としたレシートを集めて、学校へ提出する作業が大変である」という意見が学校へ多く寄せられている。	定額支給にすることで、保護者からの領収書やレシート等の証拠書類の提出が不要となり、確認作業もなくなることから、保護者・事務担当者・教員の負担が大幅に軽減される。 また、実費支給から定額支給に変更しても、過去の実績をもとに判断すると、学用品購入費については支給対象者の多くが限度額まで受給していることから、保護者の支出金額に対して支給額が少なくなるという影響は少ないと考える。	特別支援教育 就学奨励費負 担金等及び要 保護児童生徒 援助費補助金 交付要綱	文部科学省	千葉県、草 加市、川崎 市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
104	青森県、福島市、いわき市、茨城県、水戸市、藤岡市、春日部市、桶川市、千葉市、神奈川県、小田原市、石川県、山梨県、長野県、高山市、名古屋市、田原市、京都府、兵庫県、神戸市、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島市、下関市、香川県、宇和島市、福岡県、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市	<p>○補助金交付要綱で学用品購入費は実費支給とされており、支給にあたっては文部科学省の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」で購入品の領収書やレシート等の証拠書類を確認することとなっている。</p> <p>事務担当者及び教員は、提出された証拠書類について、学用品購入費の支給対象品目かどうか購入日は適正であるか、などの内容確認だけでなく、場合によっては、保護者に購入品の内容等を聞き取るなど、作業量が膨大であり煩雑となっている。</p> <p>また、保護者からも「細々としたレシートを保存しておかなければならず、集めて学校へ提出する作業が大変」などという意見も数多く寄せられている。</p> <p>○左記提案団体の支障事例にある作業負担もさることながら、証拠書類である学用品・通学用品費のレシートに商品名が記載されない(例:「部門001 120円」など)店舗が数件あり、教員を介した保護者への聞き取りに時間を要している。</p> <p>それ以外にも、初めて補助金を申請する新小1児童の家庭では、学用品・通学用品費等の補助金申請にレシートが必要であることを知る以前に破棄してしまい、ランドセル等の費用負担が大きいものについて申請が出来ず、本来の目的通りの補助が出来ないケースがある。</p> <p>○学用品費は実費支給とされており、保護者が学校にレシート等を持参し、金額の確認を行っている。しかし、対象品目の判断、購入日の確認、消費税の請求漏れ(レシートによっては外税や内税)、商品券金額計算等、事務職員は膨大な作業量となっている。また、保護者もレシートの紛失で請求しないケースもあり、大変である。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費に係る学用品購入費は年額小学校11,640円、中学校11,370円を基準とされているが、通常学級に比べて児童生徒の特性に合った授業を行うため、ほぼ全ての児童生徒において、この基準を超える費用を教材費として家庭に負担頂いている。</p> <p>このため、家庭で購入した学用品に係るレシートや使用目的の確認は、事務量が膨大であるのに対してその意味が薄い作業となっていること。また、保護者自身も支援が必要である場合も多く、事務作業や事業を理解することが苦手であるため、支援の申請につながらないケースも見受けられることから、事務の簡素化が必要と考える。</p> <p>○保護者はレシートなど証拠書類を集めて提出する作業、学校や教育委員会ではそれを確認・聞き取りするなどの作業が膨大な負担となっている。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費の支給においては、3月に保護者からの領収書等の提出、各学校事務担当者による確認及び支払書類の作成、出納機関への提出・支払が並行して進む一方、国への実績報告の締切が4月上旬であることから、実績報告の訂正を頻繁に行わざるを得ない実態がある。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費の支給にあたっては、当県でも国の交付要綱に則り、保護者の支出証拠書類を確認後、実費支給としている。保護者からは、「レシートや領収書等を全て集めるのが煩雑」「入学後すぐ必要になる学用品購入費は、入学前に支給して欲しい」といった声があがっている。また、県側の事務手続についても、保護者への状況の聞き取りや、領収書等の詳細についての個別確認等に多大な時間を要しており、事務作業が煩雑となっている。</p> <p>○保護者から提出されたレシートにより、購入日や購入品を一つ一つ確認し、学用品・通学用品購入費等の支給額の算定を行う必要があるため、膨大な作業量となっている。</p> <p>支給額を定額とすることにより、支給金額の確認にかかる担当者の負担が軽減される。</p> <p>また、保護者にとっても、レシート等の保存及び提出の必要がなくなるため負担が軽減され、住民サービスの向上が図られる。</p> <p>加えて、領収書やレシートの提出・保管が不要となるので、添付書類の削減にも繋がる。</p> <p>○学用品購入の領収書やレシートは、様々な書式や形状があり、印字されている商品名では内容がわからないことが多いうえ、外税・内税と記載方法が異なる等、確認作業に時間を要している。特にレシートには、家族の購入品等の学用品以外が一緒に記載されているものが多く、外税のレシートの場合は対象品を抽出後に税込金額を再計算しなければならない。特にレジ袋の有料化後は、このようなレシートが増えている。また、ネット購入による領収書も増え、送料等を差し引く作業が出てきている。</p> <p>このように、対象者1人ごとに数十枚の領収書等のデータを積上げ、支給金額を確定する作業は年々職員の負担となっている。</p> <p>また、児童生徒の各世帯の学用品購入にかかる費用は、限度額以上に当然かかるものの、領収書等の提出が保護者の負担となり、給付申請を行っていない世帯もある。</p> <p>○当市においても、当該事前相談事例と同様に、過重な事務負担が生じていると認識している。保護者は対象品目に係るすべての領収書を整理し保管・提出しなければならず、学校では教職員等が児童生徒の学習に関わる本来業務の傍ら、提出された膨大な領収書の提出を受け、内容が適切であるか確認しなければならず、その後、教育委員会事務局職員が同様に内容確認を行うなど、膨大な事務負担が生じている。また、限度額との関連からも、多くの場合、対象経費が限度額まで支給していることから、領収書を徴収する効果について疑問を感じざるを得ない。奨励費の定額支給化により、これらの弊害が大幅に取り除かれるものと期待できるため、早期の制度改正をお願いしたい。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費の支給事務について、支給対象額の算定のために事務担当者、教員、保護者に過度な負担が生じている。一つ一つの支給金額は数百円程度のもものが多く、支給する金額に対して、事務担当者、教員、保護者の負担感が大きい。</p> <p>特に、「学用品・通学用品」について、当県では、支給件数が年間20,000件弱となっているが、保護者が申請してきた品物について、教育課程上必要なものかどうか一つ一つ確認が必要であり、その都度教員への確認作業が生じている。</p> <p>また、保護者には領収書、レシートなど、金額と支出したことを証明する書類の提出が必須とされているが、「雑貨」などと品物名がはっきり記載されないケースもあり、証拠書類として採用できないものもある。内容確認のための電話連絡や領収書の取り直しなど保護者に負担が生じている。</p> <p>提出された領収書やレシートが、税抜きで記載されている場合や購入店舗のポイントを使用されている場合は、支給額算定時に再計算を要し、事務担当者の負担になっている。</p> <p>○現行の特別支援教育就学奨励費負担金・補助金は実費支給となっており、保護者からの領収書提出後に支給するため、一時的に経費の保護者負担が生じている。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者に領収書等の提出を求め、それを教職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため教職員は、領収書等の内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。</p> <p>保護者は学用品等購入時の領収書等の保存及び提出が負担となっている。</p> <p>実際に購入していたとしても、領収書等を紛失した際には支給することができない。</p> <p>また、どの品目が支給対象となる学用品かの判断についても個別で判断することが多く、事務が煩雑化している。</p> <p>○学用品購入費では、購入に要した費用の実費をレシート等で確認しているが、インターネットでの購入については確認が難しく、一部支給が認められない事例もある。</p> <p>また、電子マネーの普及により、ポイントの利用も多発している。</p> <p>それにより、購入価格からポイントを差し引きするなど、従来より学校での事務が煩雑化し負担が増大している。</p> <p>○領収書・レシート等の証拠書類の確認作業以外にも、申請を行う保護者も障害者の場合、申請する際に事務担当者及び教員が個別にサポートする必要がある生じることがあり、負担となっている。</p> <p>○物品を購入する時期から補助の申請をするまでに一定の期間があるため、申請時のレシート等の添付を省略することについては、保護者の負担軽減及び職員の作業時間の短縮や保存文書の削減が望めると考えられる。</p>	学用品費について、学校や保護者等の事務手続きの負担に鑑み、簡素化・効率化の必要性の観点から、必要な調査を行い、交付要綱の改正も含め、その負担の軽減に資するよう引き続き検討してまいりたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
195	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び処遇改善等加算Ⅱの基準年度の運用の見直し	処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の加算要件の見直しにより、令和2年度より加算年度の前年度が基準年度とされたが、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限るとされた経過措置(子ども・子育て支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)(以下「従前の基準年度」という。))を基準年度とできる)について、当分の間、新規事由の有無を問わず適用できるよう求める。また、処遇改善等加算Ⅱについても同様に柔軟に基準年度を選択できるよう求める。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)(以下「加算Ⅰ」という。)について、改善の比較対象となる基準年度の見直し(「従前の基準年度」(固定)から「加算の前年度」に見直し)が行われ、令和2年度より、「前年度の賃金水準」を維持する(新規事由に該当する場合(加算Ⅰの新規取得など、ごく一部の場合)には、追加で改善を要する額(特定加算額)を上回る)ことが要件とされた。また、その際、新規事由に該当する場合には、令和2年度に限り「従前の基準年度」を基準年度とできるとする経過措置が講じられた。見直し以前は、公定価格に加算される加算額(賃金改善要件分)を超える賃金改善が行われていることが要件とされており、多くの保育所等では、保育士確保のため、すでに当該要件を超える賃金改善を実施しており、また、毎年の経営状況に応じて追加で賞与を支給するなどを行ってきた現状がある。そのような中、見直しにより、経営状況によって変動する賞与等も含め、前年度の賃金水準を維持することが要件とされたため、一時的な経営の悪化によっても、加算Ⅰを受けられず、賃金を大幅に下げざるを得なくなることを懸念する声が上がっている。以上の状況を踏まえ、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限り講じられた経過措置(「従前の基準年度」を基準年度とできる)について、「新規事由に該当しない場合」にも適用できるとし、改めて当分の間の経過措置とされる必要があると考える。また、処遇改善等加算Ⅱについても、同様の見直しが行われたが、加算Ⅰと同様に基準年度を柔軟に選択できることを可能とする必要があると考える。	基準年度について、当分の間、新規事由の有無を問わず、従前の基準年度を選択できることにより、各施設の経営状況等に応じて基準年度を選択することが可能となり、経営状況が安定している施設は基準年度を前年度とし事務負担を軽減することができ、一方で経営状況が一時的に悪化した施設は、従前の基準年度を適用することで、見直し以前の要件は充足した上で、引き続き加算の適用を受けることができる。その結果、保育士等の賃金を著しく下げることなく、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金改善が可能となり、ひいては質の高い教育・保育の安定的な供給が可能となると考える。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	高知県、徳島県、香川県、愛媛県
206	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	特定教育・保育施設における利用定員の変更に係る公定価格の算定方法の見直し	特定教育・保育施設の定員について、地域の実情(ニーズ)にあわせて0歳児の定員を減らし、かつ1、2歳児の定員を増やした場合においては、公定価格の算定に係る経過措置として、一定期間1、2歳児についても0歳児と同等の基本分単価とすることや、公定価格の特定加算部分の「乳児が3人以上利用している施設」という加算要件について、乳児の利用を要件としない、又は1歳児の利用も加算の要件に加えるなどの見直しを行うことを求める。	当市が実施したアンケートでは、1歳未満で育児休業からの職場復帰を希望している保護者は6.2%であったが、実際には34.0%の保護者が1歳未満で職場復帰している。このような状況は、1歳児の新規受入れ定員が0歳児と比較して非常に少なく、1歳児での新規入所が困難となっていることに起因していると考えられるため、当市では、保護者のニーズに合わせた受入れ枠確保のために、平成30年度から定員変更を事業者提案している。しかしながら、各施設において既に0歳児に対応できる保育士を雇用している中で、0歳児の定員を減らし1、2歳児の定員を増やした場合、定員変更により0歳児と1、2歳児の公定価格における基本分単価の差額分が減少することや、主任保育士専任加算及び高齢者等活躍推進加算等の特定加算が受けられなくなることを懸念し、事業者が定員変更を行わない状況となっている。公定価格の基本分単価については、各年齢区分の乳児及び児童を保育するために必要な単価を設定しているとされているが、地域のニーズにあわせて0歳児の定員を減らした場合であっても、当該年度の0歳児を受け入れるための人員を急に削減することはできないことから、職員配置や収支を調整するための激変緩和措置が必要と考える。また、特定加算部分についても、現在、0歳児のニーズが減少しているなかで、乳児の利用を要件とする必要性が感じられない。	地域の実情(ニーズ)にあわせた柔軟な定員変更に対し、公定価格に係る経過措置や加算要件の見直しを行うことにより、0歳児定員の削減による1歳児の新規受入れ枠の確保や、1、2歳児の定員増といった地域の保育ニーズに合わせた定員変更が推進され、待機児童対策に寄与すると考える。	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	横浜市、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
195	小樽市、富津市、長野県、長崎県、宮崎県	<p>○基準年度において必要額を超えて賃金改善を行った場合、その額が翌年度の必要額となるが、児童数の減等により給付額が減少した場合にも同様の賃金改善を求められることとなり、施設において負担となる旨意見が寄せられている。</p> <p>○ある事業所において、令和元年度に運用していた賃金規程が誤って高い金額設定になっていたことに気づき、令和2年度に賃金規程を見直した。その結果、基準年度である令和元年度の賃金水準が令和2年度の賃金水準を上回ることとなったが、令和2年度は「新規事由なし」であったため、その事業所では賃金改善計画等の作成に苦慮され、市担当者への基準年度を元年度より前に遡れないかについて、再三相談があった。</p>	<p>処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱについては、子ども・子育て会議の議論を踏まえ、加算額等の算定や給与関係文書の保管に係る事務の負担軽減を図るため、令和2年度より基準年度を前年度とするよう見直したものである。</p> <p>新規事由に該当する場合に「従前の基準年度」を基準年度とできる経過措置については、従前の算定方法でも事務作業を行っている施設に対する例外的な措置として、令和2年度に限って認めていたものである。</p> <p>こうした基準年度に係る見直しの趣旨を踏まえれば、基準年度として「子ども・子育て支援法による確認の効力を生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)」を選択可能とすることは困難である。</p> <p>なお、国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設など基準年度を加算当年度の前年度とすることが難しい施設については、3年前の年度を基準年度として選択することも可能としている。</p>
206	小樽市、旭川市、所沢市、富津市、守口市、松山市、宇和島市	<p>○全国的に保育士の確保が難しい状況を踏まえ、待機児童の多くを占める1、2歳児を既存の施設でより多く受入れるため、平成30年度から、配置基準を満たしたうえで4月に1、2歳児を定員を超えて受入れた場合に、超えた部分に対して市単独で一部助成を行っている。</p> <p>しかし、1、2歳児の待機児童増は全国的な傾向であり、公定価格の算定を見直すことにより対応すべきと考える。</p>	<p>公定価格は、施設の教育標準時間認定子ども又は保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分の単価を適用することとしており、年齢区分ごとの定員で単価を適用する仕組みとしていない。</p> <p>また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項において、0歳児おおむね3人につき1人以上、1、2歳児おおむね6人につき1人以上の保育士の配置が求められていることを踏まえ、公定価格上の基本分単価において必要な費用を算定しており、1、2歳児に0歳児の費用を措置することはできない。主任保育士専任加算等の要件についても、0歳児は手厚い職員配置や他の年齢と比べて個々の発達・健康状態に応じた配慮がより必要であることから、乳児の保育の実施を加算の要件の1つとして評価しているものであり、0歳児と1歳児を同列に取り扱うことは適切ではないと考えている。</p>